

第 8 0 号議案

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例

足立区東綾瀬公園温水プール条例（平成 4 年足立区条例第 2 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 7 条第 1 項の規定により東綾瀬公園
温水プールの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要
と認めるときは、区長の承認を得て、臨時に休館日を定めることがで
きる。

第 1 4 条第 3 号中「第 1 7 条第 1 項の規定により東綾瀬公園温水プー
ルの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」
に改める。

別表第 1 室内プールの項開設期間の欄を次のように改める。

1 月 4 日～1 2 月 2 8 日

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東綾瀬公園温水プールの開設期間を変更するほか、指定管理者の権限
に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。